

『災害応急対策業務に関する協定』締結の 技術資料作成要領

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

令和2年12月15日

国土交通省 関東地方整備局
宇都宮国道事務所長
井上 啓

記

1. 協定の概要

- (1) 名 称 災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所の管理または工事中の道路施設等に、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握及び被害の拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内 容 協定書及び協定区間は別紙ー1、2のとおり
- (4) 期 間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち定期受付において一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、橋梁補修工事、造園工事のいずれかに令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競

争) 参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 栃木県内又は茨城県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が栃木県内又は茨城県内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。)
- (5) 災害協定の応募区間から30km以内に資機材置き場を有すること。
- (6) 平成17年4月1日以降に、栃木県内又は茨城県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれか1つの施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同体については適用しない。)

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。) に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点) をいう。) が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ工事の施工実績として認める。

- (7) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。) 発注工事で、当該工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として以下の書類を提出すること。

- ・ 次表1) の実績として記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。
- ・ 次表2) で記載した保管場所の位置を表示した図面を提出すること。
- ・ 次表3) で参集時間を算出するために選定した参集場所の位置を表示した図面を提出すること。
- ・ 次表4) の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認でき

る部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

なお、上記契約書の写し等で施工実績の確認が困難な場合は、平面図や構造図等を添付すること。

- ・ 次表5) で災害時の基礎的事業継続力認定を有とした場合は、認定証の写しを提出すること。
- ・ 2. (2) に掲げる条件を確認する資料として、令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格審査の申請書が受理されていることを証する資料(受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し(共同企業体においては、構成する企業分の全て))を3. (2) の技術資料と共に提出すること。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
1) 災害応急復旧協定又は契約の締結状況	① 行政機関(宇都宮国道事務所を除く)との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約について令和2年度の締結状況を記載する。 ② 締結している場合は、協定又は契約の別、名称、機関名、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は、全てを記載するものとする。 ③ 出勤要請が重なった場合の宇都宮国道に協力するための体制を記載すること。 ④ 記載様式は様式-1とする。
2) 災害時に使用する資機材の保有及び手配状況(道路啓開・除雪に必要な機械及びその他の機械について)	① 災害時に確保可能な建設資機材の保有及び手配状況を記載すること。 ② 建設機械の記載は、自社、協力会社及びリース会社で所有または手配することができる道路啓開・除雪に必要な建設機械及びその他建設機械とする。ただし、所有または手配することができるこれらの建設機械については、災害時に必ず確保できることを条件とするので注意されたい。 ③ 建設機械ごとに名称、規格、数量、所有者(自社・協力会社・リース会社の別)、保管場所を記入すること。 ④ 資材の記載は、名称、規格、数量、所有者(自社・協力会社の別)、主な保管場所を記入すること。 ⑤ 記載様式は様式-2とする。

<p>3) 災害出動要請時の 人員配置状況及び 技術力</p>	<p>① 災害出動要請時において、現場へ出動可能な人員配置状況を記載する。</p> <p>② 記載する対象は、自社及び協力会社の技術者、作業員、オペレーターとする。</p> <p>③ 記載内容は、上記対象者ごとの出動可能人数及び各自の参集時間を記入する。また、技術者については、1級または2級土木施工管理技士及び技術士の資格保有者数を記入するものとする。</p> <p>なお、参集時間の算出は以下によること。</p> <p>【参集手段】 公共交通機関及び車利用は不可とし、徒歩または自転車による参集とする。</p> <p>【参集場所】 対象者ごとに自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定するものとする。ただし、選定する参集場所は、参集後、連絡車等による移動手段が可能である事を条件とするので注意されたい。</p> <p>【参集距離】 自宅から参集場所までを直線距離で算出する。</p> <p>【参集時間】 徒歩の場合は4km/h、自転車の場合は10km/hとする。</p> <p>④ 記載様式は様式-3とする。</p>
<p>4) 工事の施工実績</p>	<p>① 平成17年4月1日以降に栃木県内又は茨城県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のうち、次の優先順位に基づき1件記載する。</p> <p>1→国土交通省、他省庁発注工事。</p> <p>2→特殊法人等発注工事</p> <p>※ここでいう特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。</p> <p>3→県又は区市町その他発注工事。</p> <p>② 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等のほか、工事概要を記載する。</p> <p>③ 施工実績は、可能な限りCORINSに登録されて</p>

	<p>いる工事から選定する。</p> <p>④ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>⑤ 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。</p> <p>⑥ 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。</p> <p>⑦ 記載様式は様式-4とする。</p> <p>⑧ 申請する工事のCORINS（登録されていない場合は、契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分）の写しを提出すること。</p>
5) 建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定状況	<p>① 建設会社における災害時の事業継続力認定の有無。</p> <p>② 認定書の写しを提出すること。</p> <p>③ 経常建設共同企業体にあつては全ての構成員について添付すること。</p> <p>④ 記載様式は様式-5とする。</p> <p>※技術資料の提出期限日における『関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」』の有無</p>
6) 締結区間の希望	<p>① 協定締結にあつての実施希望区間を記載する。</p> <p>② 記載内容は、協定締結を希望する区間の路線番号、区間番号(別紙-2参照)を記載するものとする。</p> <p>③ 希望区間は優先順位を付け、2箇所まで記載することが出来るものとする。</p> <p>④ 記載様式は様式-6とする。</p>

(2) 技術資料の提出

- ① 技術資料は持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、並びに託送（書留郵便と同等のものに限る）若しくは電子メールによること。（電子メールの場合には不着の恐れがあるので、電話にて着信を確認すること。）
- ・ 受付期間：令和2年12月15日（火）から令和3年1月19日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日（12/29～1/3含む）を除く毎日8時30分から17時15分までとする。
 - ・ 受付場所：関東地方整備局 宇都宮国道事務所 管理第二課
〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504
TEL 028-639-5256（管理第二課直通）
電子メール ktr-ukoku-kanri2@mlit.go.jp
- ② 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること

(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)。

③ 電子メールで申請書及び技術資料を提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

- 1) 申請書及び技術資料は、1つのファイルにまとめ、契約書などの印がついているものや図面等については、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は3MB以内に納めること。ただし、圧縮することにより3MBに収まる場合は、Zip形式またはLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。
- 2) 電子メールにて提出する際のファイル形式はPDF形式とし、一度に送付できるファイル容量は3MBまでとし3MBを越えるファイルは分割し送付すること。

4. 資料の審査に関する事項

審査における審査項目及び選定の着目点は次のとおりとする。

なお、2)から4)の評価点の算定は希望の区間毎とする。

審査項目	選定の着目点及び評価方法	評価 (配点)
1) 出動要請が重なった場合の宇都宮国道に協力できる体制	協力できる体制が確認できる	○
	未提出、又は協力できる体制が確認できない	欠格
2) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況（道路啓開・除雪に必要な機械及びその他の機械について）	<p>換算台数の一番多い者の値を基準値として最大評価点を与え、それ以外は相対値をとり配分得点を乗す。</p> <p>・道路啓開・除雪に必要な機械</p> <p>① 自社保有台数 換算係数 1. 0</p> <p>② 協力会社保有台数 換算係数 0. 7</p> <p>③ リース会社手配台数 換算係数 0. 5</p> <p>・その他建設機械</p> <p>④ 手配台数 換算係数 0. 1</p> <p>・換算台数は、保有台数等に換算係数を乗じた合計値とする。</p>	最大3点
3) 災害出動要請時の人員配置状況（60分以内での参集人数について）	参集人員の内60分以内の参集人員が一番多い者の値を基準値として最大評価点を与え、それ以外は相対値をとり配分得点を乗す。	最大3点

4) 災害出動要請時の 人員の技術力（資格保 有技術者の人数）	参集技術者の換算人数の一番多い者の値を基準値 として最大評価点を与え、それ以外は相対値をと り配分得点を乗す。 ① 技術士（※欄外注記参照） 換算係数 1. 0 ② 一級土木施工管理技士 換算係数 1. 0 ③ 二級土木施工管理技士 換算係数 0. 5 ・換算人数は、各資格別の参集人数に換算係数を 乗じた合計値とする。	最大3点
5) 工事の施工実績 （平成17年4月1日以降 元請けとして完成した 工事实績）	① 国土交通省、他省庁発注工事	2点
	② 特殊法人等発注工事	1点
	③ 県又は区市町その他発注工事	加点しない
	④ 実績なし	欠格
6) 建設会社における 災害時の基礎的事業継 続力認定の有無	建設会社における災害時の基礎的事業継続力につ いて関東地方整備局の認定を取得しているもの 『有』	3点
	上記未取得	『無』 加点しない

※技術士とは、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者とする。

5. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

- ① 協定締結者の選定は各区分ごと第一希望区分応募者の中から評価点上位の3者とし、提出された技術資料を基に選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とするので注意されたい。
- ② 協定締結者が3者に満たない区分が生じた場合は、第1希望区分の選定から外れた者の中で、当該区分を第2希望とする者から評価点上位順に選定するものとする。
- ③ 上記①、②によっても、協定締結者が3者に満たない場合は、審査項目の『2) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況』、ならびに、『3) 災害出動要請時の人員配置状況』及び『4) 災害出動要請時の人員の技術力』の内容を勘案し、複数区分を担当してもらう場合もある。この場合は別途協議して決定するものとする。

(2) 協定締結者への通知

- ① 「災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定したものには、書面をもって宇都宮国道事務所長から通知する。
- ② 選定通知は、令和3年1月29日（金）を予定する。

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって宇都宮国道事務所長から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、宇都宮国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・ 受付窓口：関東地方整備局 宇都宮国道事務所 管理第二課
〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504
TEL 028-639-5256（管理第二課直通）
 - ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- (4) 上記（2）の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) 上記（2）の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術資料の作成において使用する言語は、日本語に限る。
- (3) 提出された技術資料を提出者に無断で審査及び協定締結者選定以外の目的に使用することは原則無い。ただし、当事務所と「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結した会社が提出した様式-2（災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況）、様式-3（災害出動要請時の人員配置状況及び技術力）及び添付図の記載内容については、必要に応じて関東地方整備局並びに関係事務所に情報提供する場合がある。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しない。
- (8) 技術資料の作成に関する質問には応じるが、他社からの技術資料の提出状況や資料の内容等の質問には応じない。なお、質問書の提出方法及び提出先、受領期限は次のとおりとする。
 - ・ 提出方法：持参又は電送（電送の場合は着信を確認すること。）若しくは電子メールにより提出するものとする。

- ・ 提出先 : 〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504
関東地方整備局宇都宮国道事務所 管理第二課
TEL 028-639-5256 (管理第二課直通)
FAX 028-638-2873 (管理第二課直通)
電子メール ktr-ukoku-kanri2@mlit.go.jp
 - ・ 受領期限 : 令和2年12月15日(火)から令和2年12月28日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。
 - ・ 回答期限 : 令和3年1月15日(金) 17時15分
 - ・ 回答方法 : 質問書の提出者に対し、電子メールまたはFAXにて回答する。
- (9) 質問書の提出にあたっては、質問内容に業者名(過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推されるものを含む。)を記載しないこと。ただし、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及びFAX番号、電子メールアドレスは併記するものとする。

8. その他

- (1) 本協定は、関東地方整備局の総合評価落札方式により、地域貢献度(災害協定の有無)を求める発注工事において、「宇都宮国道事務所(国の機関)と締結した災害協定」として取扱う。
- (2) 前記2.(6)の施工実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港を除く)」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の認定)時に実績の承継が認められていない場合を指す。
- (3) 協定締結においては、2.(2)に掲げる参加資格の申請を令和3年1月15日までにを行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされている者であることが条件となり、令和3年4月1日に参加資格の認定がなされていない場合は、参加資格を有しない者に該当し、協定締結は無効とする。